

開発保全航路

開発保全航路とは

開発保全航路とは、「港湾法に規定する港湾区域及び河川法に規定する河川区域以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路」と港湾法第2条第8項に規定され、その区域は政令で定めています。

また、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（令和2年3月国土交通省）の中で、開発保全航路の配置は、「東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、関門海峡等の船舶航行量が多く船舶交通の要衝である海域等において、船舶の大型化や高速化、自動運航・航行支援技術等の新たな技術の導入等も踏まえて、開発保全航路を配置する」となっています。

昭和49年に9航路が最初に指定されて以来、時代の変化に伴いそれぞれの航路が開発保全航路として指定されてきました。平成25年に港湾法の一部が改正された際には、開発保全航路の定義に「船舶の待避のために必要な施設」が追加されたことに伴い、東京湾の開発保全航路の区域を拡大し、中ノ瀬航路及び浦賀水道航路の区域も当該区域と合わせ一つの航路（東京湾中央航路）として指定されました。この指定を踏まえ、現在では15航路が開発保全航路として指定されています。

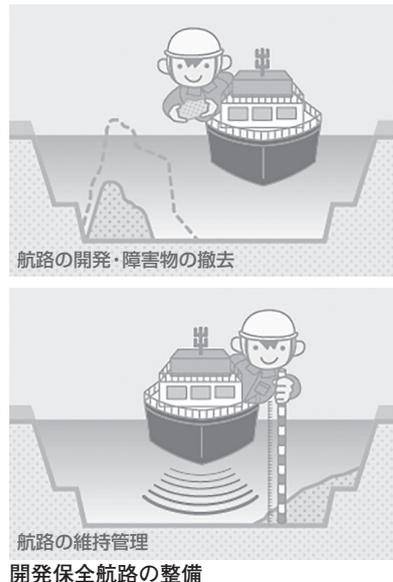
この開発保全航路の開発及び保全は、「国土交通大臣がおこなう」（港湾法第43条の6）とされていますが、これは、都道府県の県境や利害を超え広く不特定多数の利用者の用に供されるだけでなく、国際航路としての利用に供されることから、国自らがおこなうこととしたものです。



開発保全航路位置図および東京湾中央航路の概要（令和3年9月時点）

開発保全航路の役割

開発保全航路は、個別の港湾区域に属さない航路であり、港湾内の航路と連携して、国際海上輸送及び国内海上輸送を担う船舶等の航行の安全性、安定性及び効率性を支える重要な役割を果たしています。また、災害時には、緊急確保航路及び接続する港湾区域内の航路と連携した海上輸送機能の確保が求められます。開発保全航路では、国が必要に応じて既存航路の拡幅や増深、航路標識の設置を行うほか、航路の安全性を維持し、確保するため、必要な水深の維持、漂流した貨物の除去を行うなど、適正に航路を管理しています。



おわりに

開発保全航路は、海上輸送ネットワークの根幹を形成する大規模な航路や小規模ながらも地域の生活を支えている航路もあります。国土交通省として、開発保全航路の着実な開発、保全及び管理を行い、我が国産業の国際競争力の強化及び国民生活の質の向上を支えて参ります。

